

# みずなみ防災会規約

(名称)

第1条 本会は、みずなみ防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、行政等と協働し地域住民による自助・共助の自主防災機能を向上させることとともに会員相互の防災知識と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 防災会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- ① 市民の防災・減災に対する意識啓発と知識の普及啓発に資する活動
- ② 地域や市・学校等教育機関及び他団体が防災・減災の分野で実施する事業への協力
- ③ 会員相互の防災・減災に対する知識及び技術の向上につながる活動
- ④ その他、この組織の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 防災会は、以下の者のうち本会の目的に賛同する者（以下「会員」という。）をもって組織する。

- ① 瑞浪市長が委嘱する瑞浪市防災リーダー
- ② 市内に住所または勤務先をもつ防災士
- ③ その他理事会で半数以上の推薦を受けた者

2 防災会に次の組織を置く。

- ① 総会
- ② 理事会

(役員)

第5条 防災会に以下の役員を置く。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 2名
- ③ 理事 10名以内
- ④ 監事 2名
- ⑤ 書記 1名
- ⑥ 会計 1名

2 防災会に顧問若干名を置くことができる。

(理事会)

第6条 理事会は、代表、副代表、理事をもって組織し、必要に応じて代表が招集する。

2 理事会は、次に掲げる事項を所管する。

- ① 総会提出議案の作成
- ② 総会に付議すべき以外の事項についての審議及び承認

(総会)

第7条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、代表がこれを招集する。

- ① 定期総会は、毎年5月末日までに、これを開催しなければならない。
- ② 臨時総会は、理事会において総会で決するべき事項とされた議案がある場合及び会員の4分の1以上から開催要請があった場合、代表はこれを20日以内に招集し、30日以内に開催しなければならない。

2 総会は、会員の過半数以上の出席（委任状の提出を含む。）をもって成立する。

3 総会は、次に掲げる事項について、出席会員（委任状の提出を含む。）の多数決をもって承認または決定する。

- ① 予算及び事業計画
- ② 前年度決算及び事業報告
- ③ 役員
- ④ 規約の改正
- ⑤ 会費の決定
- ⑥ その他総会に付議された事項

（役員職務）

第8条 役員職務は次に掲げるとおりとする。

- ① 代表は、防災会を代表し、会務を総理するとともに、理事会及び総会の議長を指名する。
- ② 副代表は、代表を補佐するとともに、代表に事故あるときはその職務を代行する。
- ③ 監事は、防災会の会計を監査するとともに、必要に応じて理事会または総会に出席し意見を述べることができる。
- ④ 会計は、理事の互選により1名を選出し、会の財務を担当する。
- ⑤ 書記は、理事の互選により1名を選出し、会の庶務事務を担当する。
- ⑥ 顧問は、必要に応じて理事会または総会に出席し意見を述べることができる。

（役員任期）

第9条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補充による役員任期は、前任者の残任任期とする。

（経費）

第10条 防災会の経常的な経費及び事業に係る経費は、会費、補助・助成金、寄付金、委託金その他の収入をもって充てる。

2 高校生以下の会員は年会費を免除する

（旅費）

第10条の2 会員が代表の指示を受けて出張した場合は旅費を支給する。

- ① 旅費は、実費額又は路程に応じてみずなみ防災会研修等参加規程により支給する。
- ② 公共交通機関を使用して100km以上の出張をした場合は日当を支給することができる。

（交通費）

第10条の3 理事、監事が月例理事会に出席した場合、会の交通費規程によりを支給する。

- ① 出席都度の交通費を額規定により給する。
- ② 支給は年度末に一括して支給する。

（会計年度）

第11条 防災会の事業及び会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

2 本規約及び前項で委任された事項以外で、防災会の運営に必要な事項については、代表が理事会に諮り決定する。

(退会)

第13条 防災会会員の退会は、以下の場合とする。

- ① 会員から退会の申し出があった場合。
- ② 防災会の統制と秩序を乱した会員、および防災会の社会的信用を失墜させた会員（除名）
- ③ 防災会に対し会費を連続3年未納した会員

2 退会にあたり、制服、制帽は防災会に返却するものとする。

附 則

1. この規約は、平成25年3月18日から施行する。
2. 平成25年度については、総会設立の日から平成26年3月31日までを一会計年度とする。
3. 本改正は平成28年4月15日より実施する。(第13条退会)
4. 本改正は平成29年4月13日より 実施する。(第10条2項 学生の年会費免除)
5. 改正は令和2年4月20日より実施する。(第10条の2 旅費)(第10条の3 交通費)

内 規

1. 本内規は平成30年4月13日より実施する。(会員への弔電送信)  
みずなみ防災会会員が逝去した場合は、会より弔電を送る